

スポーツ振興事業に係る群馬県の名義後援等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、スポーツ振興事業に係る群馬県の名義後援又は共催（以下「名義後援等」という。）の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義及び責任の帰属)

第2条 この要領において「名義後援」とは、事業を行う主催者に対して、後援者として「群馬県」の名称の使用を承認することによって、その開催を援助することをいう。なお、県が「名義後援」を承認した事業の実施に係る全ての責任は主催者に帰するものとし、発生する損害等については、一切を主催者の責任として処理するものとする。

2 この要領において「共催」とは、事業の企画又は運営に参加し共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

(対象者)

第3条 県が名義後援等をする場合の事業等の主催者は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公共的機関

(2) 公益法人、特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）

(3) 県民のスポーツ振興に寄与すると認められる活動を行っている団体、企業及びこれを主催する者

(対象事業)

第4条 県が名義後援等をする事業は、次の各号の全ての要件を満たすスポーツ大会、発表会、講演会等の催しとする。ただし、第3号について地域の活性化や本県のイメージアップに、特に効果が認められる場合はこの限りでない。

(1) 県の基本的な行政方針に合致するもの

(2) 県民のスポーツ振興に寄与すると認められるもの

(3) 営利目的を有しないもの

(4) 政治的目的を有しないもの

(5) 宗教的目的を有しないもの

(6) 商業宣伝又は個人的売名の意図を伴わないもの

(7) 事業遂行能力があり、事業の実施について、責任能力のある団体等の事業であること

(8) 事業の開催に当たり、安全管理、公衆衛生、災害防止等について万全な措置が講じられているもの

(9) 公共性を有し、関係法令に違反しないもの

2 県は、上記要件を全て満たしている場合であっても、名義後援等の社会的影響を充分考慮し、県民感情に反する恐れがある場合など、特に必要と認めるときは、名義後援等を承認しないことができる。

(申請の手続き等)

第5条 名義後援等の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書(別記様式1)に次の各号に掲げる資料を添えて、事業の実施30日前までに群馬県知事へ提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類は、同一事業に係る前回の実施報告書が提出されている場合には、省略することができる。

(1) 事業の目的及び具体的な内容が付された実施計画書又はこれに類する書類

(2) 主催団体の役員名簿及び規約又はこれに類する書類(第3条(2)(3)に該当する主催者が申請する場合)

(3) 過去の実施状況等の書類

(4) 事業を行うにあたり、参加料、入場料、出展料等をとるものにあつては、今回の事業に係る収支予算書

(5) 入場券等の前売り販売及び参加費等を事前徴収するものにあつては、前各号に掲げるもののほか、団体の貸借対照表、損益計算書及び財産目録から構成する財務諸表又はこれに類する書類

(6) その他群馬県知事が認める書類

2 承認の可否は、文書(別記様式2または別記様式3)により申請者に通知する。

3 申請者は、名義後援等の承認を得た後、事業の目的・内容等を変更する場合は、直ちに変更承認申請書(別記様式4)群馬県知事へ届け出なければならない。

(実施報告)

第6条 申請者は、事業終了後速やかに事業実施報告書(別記様式5)に次の各号に掲げる資料を添えて、群馬県知事に提出しなければならない。

(1) 大会結果

(2) その他関係資料

(承認の取り消し)

第7条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、取消通知(別記様式6)を申請者に交付し、名義後援等の承認を取り消すことができる。

(1) 主催者が第3条に該当しないと認められるとき

(2) 事業が第4条に該当しないと認められるとき

(3) 申請者が、承認に際して付された条件を遵守しなかったとき

(4) 申請に際し記入された事項について、虚偽の事実が発見されたとき

(5) その他特に必要と認めるとき

(補足)

第8条 過去に承認の条件に反した場合、又は第5条第3項に規定する届出若しくは第6

条に規定する報告の義務を履行しなかった場合には、以後その者に対する名義後援等を承認しないものとする。

附 則

この要領は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月 1日から施行する。

留意事項

(1) 群馬県として名義後援等を行う以上、県民等の信用をそこなうことなく、主催者等については、厳正な審査を行うこと。

(2) 共催事業は名義後援と比較して、より主催者としての積極的な姿勢が示されるものであり、事業をまったく分担しない場合の共催は承認しないこと。

また、名義後援あるいは助成のみをもって足りるものについては、できる限りその方法によること。

(3) 第5条第1項第5号(入場券等の前売り販売及び参加費等を事前徴収する場合)の審査にあたっては、申請団体が債務超過に陥っていないかどうか確認すること。貸借対照表上、負債の総額が資産の総額を上回っている場合、債務超過にあり、事業の実施について責任をもてる団体とは認められないため、名義後援等は承認しないこと。

(4) 名義後援等の承認を行う場合には、承認の可否の判断をするに十分な資料を徴したうえで処理すること。

(5) 過去の実績・慣行にこだわることなく、事業の精査・精選を行い、安易な名義貸しとなることは厳に避けること。